

キラリ

ぐんまの水環境

第 21 号

令和4年7月 発行

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団

電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1 FAX 027-280-3331



家庭から出る排水を各家庭ごとに処理して身近な水路へ放流する**浄化槽**。

浄化槽が適正に機能しないと、地域の水路や川が汚れてきます。

県内の浄化槽に関係する団体では、互いに連携して、適正に施工・維持管理されている浄化槽を**優良浄化槽**として認定する取組みを進めています。

優良浄化槽として認定されるためには、4つの要件を満たす必要があります。



- ① 合併処理浄化槽であること
- ② 正しく施工されていること
- ③ 適正に維持管理されていること
- ④ 水質が良好に保たれていること



優良認定浄化槽に交付されるシール

今回は、認定要件のひとつ **④水質が良好に保たれていること** に着目してみましょう。

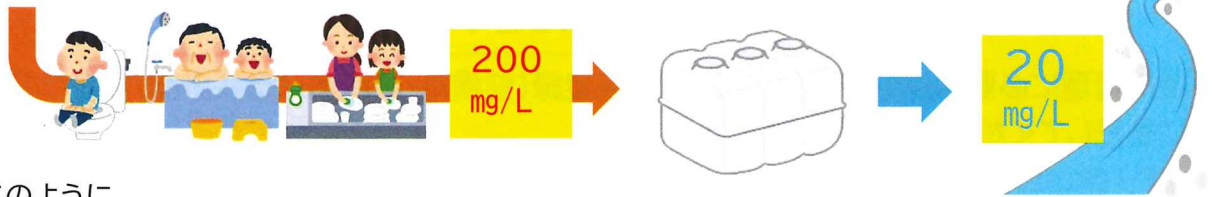
浄化槽からの放流水による公共用水域の水質の汚濁を防止するため、浄化槽からの放流水に関する水質の基準は、法律(浄化槽法)で次のとおり定められています。

BOD(生物学的酸素要求量)20 mg/L 以下及び BOD 除去率 90%以上であること

これは言い換えると、「浄化槽に入る前の汚水中の汚れを、浄化槽で9割以上取り除いて流して下さい」と言うことです。



「**BOD**」とは、水中の汚れの程度を数値で表す指標で、一般の家庭から排出される汚水の BOD 濃度は平均すると **200 mg/L** 程度とされています。汚れを9割取り除くと BOD 濃度は **20 mg/L**



このように

「**放流水の BOD が 20 mg/L 以下であること**」が「**水質が良好に保たれていること**」なのです。

【参考1】下表は、食品類の BOD 濃度を示したものです。

食品名	みそ汁	ラーメンの汁	米のとぎ汁	ビール	牛乳
汚れ具合 (BOD)	31,000mg/l	41,000mg/l	900mg/l	90,000mg/l	120,000mg/l

【参考2】
し尿(うんちとおしっこ)の BOD 濃度は、約 13,000 mg/L



※ 浄化槽では、これらの残り汁や洗い流したものを処理しますが、風呂等の排水で薄められますので、平均すると BOD200 mg/L 程度の濃度の排水になって浄化槽に流入してきます。

水質が良好に保たれていない・・・

～原因は？～

- ・年1回の清掃(汚泥等の引き抜き)が実施されていない
- ・使用状況に応じた機器類の調整・設定が不十分
- ・槽や設備の破損、故障
- ・浄化槽の大きさに対して、使用人数や流入水量が極端に多い
- ・浄化槽が正しく使用されていない(油の流入や洗剤の使い過ぎ) 等



水質を良好に保つには **維持管理が大切です！！**

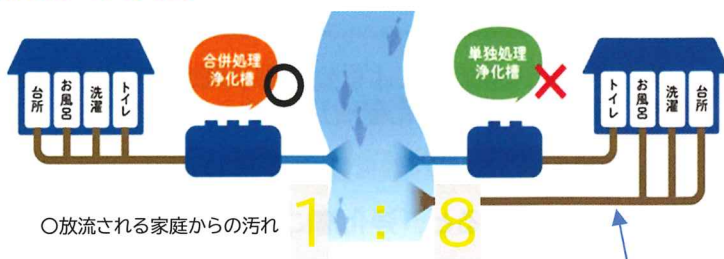
①保守点検 ②清掃 ③法定検査 の3つを確実に行ってください。

水質が良好に保たれているかどうかは、年1回の法定検査(11条検査)で BOD 検査等を行って確認します。

水質が良好に保たれていない場合は、清掃の実施状況、保守点検の実施状況、設備の状況及び使用状況等、どこに原因があるかを確認し、改善をお願いしています。

単独処理浄化槽(みなし浄化槽)の放流水の水質

単独処理浄化槽からは、合併処理浄化槽の放流水の 4.5 倍汚れた濃度(BOD90 mg/L)の放流水が流れ出ています。また、未処理で放流される雑排水の汚れを併せると、合併処理浄化槽を使っている家庭の約 8 倍もの汚れが流れ出ています。**合併処理浄化槽への転換をお願いします。**



※単独処理浄化槽をお使いの家庭からは、未処理の雑排水が流れ出ています。

ご確認ください

維持管理に必要な保守点検契約は、**県知事登録(前橋市・高崎市は市長登録)**を受けた業者に委託してください。

また「保守点検・清掃・法定検査」の3つが揃った「**一括契約**」をお願いします。

・・・浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

○ 浄化槽全般に関すること

- ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 (電話 027-226-2853)
または、お住まいの地区を管轄する県の環境事務所など
- ・前橋市役所 環境部ごみ収集課 (電話 027-253-1009) (補助金については水道局下水道整備課 898-3074)
- ・高崎市役所 一般廃棄物対策課 (電話 027-321-1253) (補助金についても同じ)

○ 合併処理浄化槽へ設置替える際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場

- 保守点検・清掃に関すること 一般社団法人 群馬県浄化槽協会 (電話 027-251-0325)
- 一般社団法人 群馬県環境保全協会 (電話 027-212-2333)

- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 (電話 027-280-5222)